

第2編

ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理体制

1. 運営管理体制

本村では表2.1.1に示すとおり、村内で発生したごみの収集・運搬は本村が主体となって実施している。ごみの焼却や資源化などの中間処理は、北部上北広域事務組合（以下、「広域事務組合」という。）が運営管理している「クリーン・ペア・はまなす」で実施している。なお、一部の資源物は本村のリサイクル保管施設で処理している。

表2.1.1 運営管理体制

項目		管理主体	運営方法
収集・運搬		六ヶ所村	委託・許可
中間処理	焼却処理	北部上北広域事務組合	委託
	資源化処理	北部上北広域事務組合	
		六ヶ所村	直営
最終処分		六ヶ所村	直営

2. ごみの分別区分

家庭から排出するごみは、表2.1.2に示す10区分13種類に分類し、指定の排出方法に従って自治会が設置する収集場所へ排出することとしている。

表2.1.2 ごみの分別区分

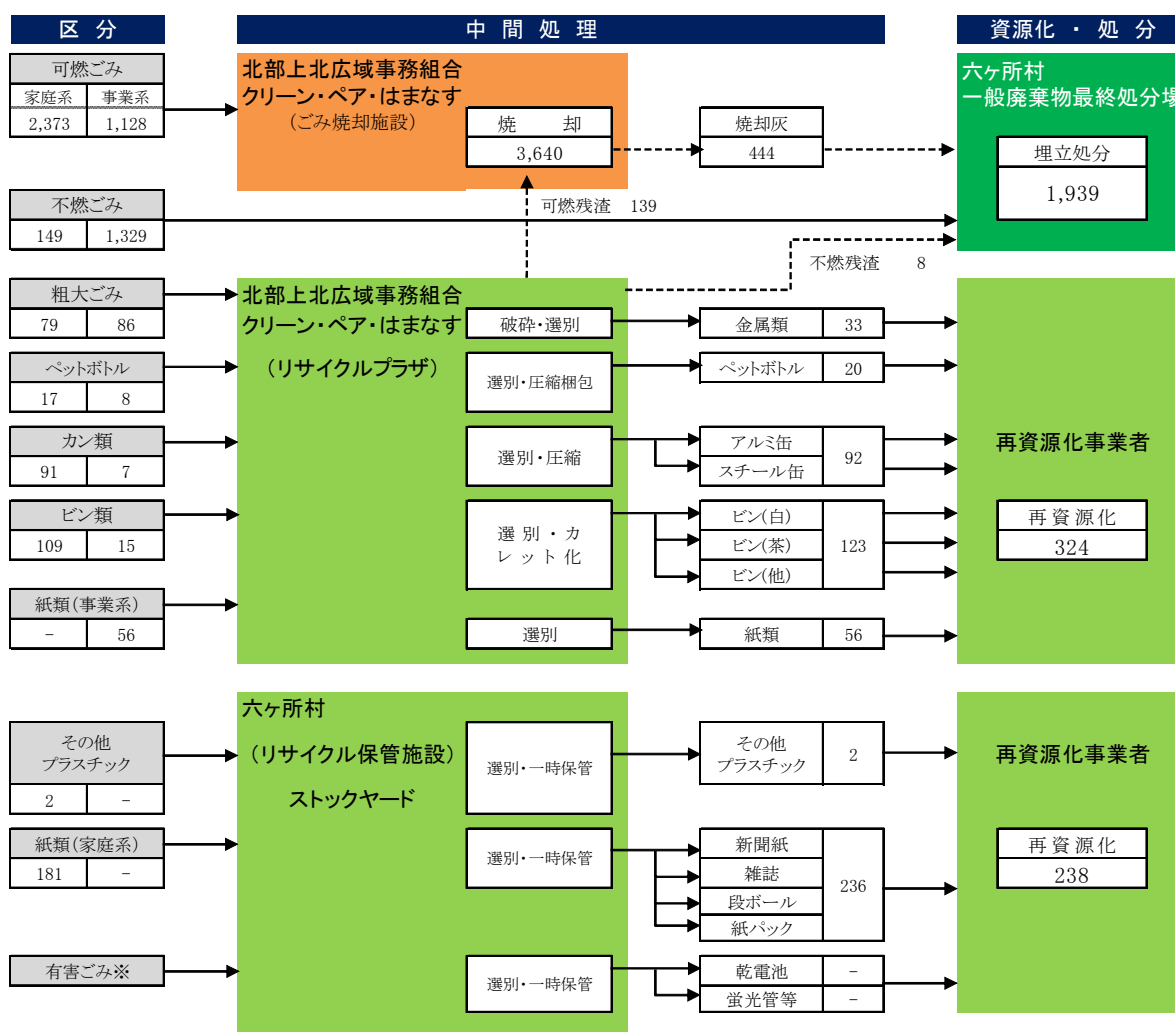
収集区分		対象物
①	可燃ごみ	生ごみ、布類、靴・鞆類、紙おむつ、貝類、紙ごみ 等
②	不燃ごみ	刃物、瀬戸物、ガラス陶磁器くず 等
③	小型粗大ごみ	小型家電、おもちゃ、傘、スポーツ用品 等 (四方30cm以下のもの)
④	大型粗大ごみ	自転車、家具類、布団、ジュータン、スキー板 等 (四方30cm以上のもの)
資源ごみ	⑤ カン類	ジュース、ビール、かんづめ等のスチール缶、アルミ缶
	⑥ ペットボトル	ジュース、水、しょうゆ、酒のペットボトル
	⑦ ビン類	白色ビン、茶色ビン、その他色のビン
	紙類	⑧新聞紙、⑨雑誌・チラシ、⑩段ボール、⑪紙パック
	⑫ プラスチック	トレー、レジ袋、洗剤等容器、食品容器 等
	⑬ 有害ごみ	蛍光灯、電球、電池、体温計、ライター、カートリッジ ガス缶、スプレー缶 等

3. ごみ処理フロー

村内の家庭から排出されるごみは、図2.1.1に示すフローで処理・処分を行っている。

また、中間処理施設に直接搬入されるごみや許可業者によって収集される事業系一般廃棄物も同様の処理を行っている。

単位：トン



※ 有害ごみは、平成23年度より分別収集を開始しました。

図2.1.1 ごみ処理フロー（平成22年度実績）

可燃ごみは、「北部上北広域事務組合クリーン・ペア・はまなす(ごみ焼却施設)」で焼却処理し、焼却灰は本村の一般廃棄物最終処分場で埋立処分を行っている。

不燃ごみは、本村の一般廃棄物最終処分場で直接埋立処分を行っている。

粗大ごみ、ペットボトル、カン類、ビン類及び有害ごみは、「北部上北広域事務組合クリーン・ペア・はまなす(リサイクルプラザ)」において破碎・選別・圧縮等の中

第2編 ごみ処理基本計画

間処理を行い、資源物の回収を行っている。処理後の可燃残渣はごみ焼却施設で焼却し、不燃残渣は一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。

 その他プラスチック及び紙類は本村のリサイクル保管施設で選別と一時保管をしてそれぞれ再資源化事業者において資源化をしている。

第2節 排出抑制・再資源化の現状

1. ごみ排出量の推移

本村の人口はわずかながら減少傾向にあり、過去5年間で4.2%減少している。これに対し、ごみの排出量は過去5年間で2.6%増加している。

内訳をみると家庭系ごみが4.0%減に対し、事業系ごみは11.4%増加している。また、家庭系ごみと事業系ごみの比率は、事業系ごみが過去5年間40%～45%程度を占めており、全国平均（「日本の廃棄物処理」平成21年度版：環境省）28.7%と比較して、事業系ごみの比率が高い状況にある。

分別収集区分別のごみ排出量の実績を表2.1.3に示す。

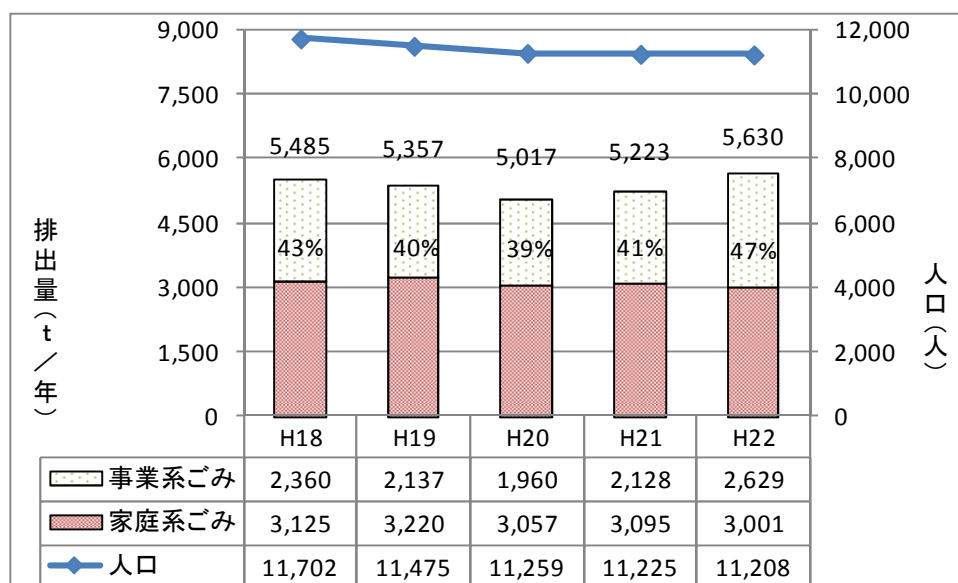


図2.1.2 人口とごみ排出量の推移

表2.1.3 ごみ排出量の実績

		単位	H18	H19	H20	H21	H22
人口（次年度4月1日）		人	11,702	11,475	11,259	11,225	11,208
家庭系	可燃ごみ（生ごみ・布を除く）	t/年	2,352	2,398	2,351	2,391	2,373
	不燃ごみ	t/年	218	203	184	185	149
	資源ごみ	t/年	470	541	443	441	400
	生ごみ	t/年	-	-	-	-	-
	布類	t/年	-	-	-	-	-
	その他プラスチック	t/年	15	15	8	2	2
	ペットボトル	t/年	18	19	19	18	17
	紙類	t/年	236	318	225	209	181
	新聞紙	t/年	73	72	67	81	55
	雑誌	t/年	99	84	91	67	68
	段ボール	t/年	63	65	66	60	57
	紙パック	t/年	0.7	0.7	1.2	0.9	1.0
	カン類	t/年	98	90	88	90	91
	ビン類	t/年	103	99	103	122	109
	粗大ごみ（大型・小型）	t/年	85	78	79	78	79
	有害ごみ	t/年	-	-	-	-	-
家庭系ごみ小計		t/年	3,125	3,220	3,057	3,095	3,001
事業系	可燃ごみ	t/年	1,050	1,028	997	1,043	1,128
	不燃ごみ	t/年	1,166	912	790	917	1,329
	許可収集	t/年	50	52	53	56	41
	一般搬入	t/年	417	253	243	334	372
	清掃ごみ	t/年	327	290	187	240	220
	その他（不燃性廃材）	t/年	372	317	307	287	696
	資源ごみ	t/年	72	117	95	96	86
	ペットボトル	t/年	2	9	5	7	8
	紙類	t/年	55	96	80	80	56
	カン類	t/年	10	10	9	7	7
	ビン類	t/年	5	2	1	2	15
粗大ごみ	t/年	72	80	78	72	86	
事業系ごみ小計		t/年	2,360	2,137	1,960	2,128	2,629
総排出量		t/年	5,485	5,357	5,017	5,223	5,630
一人1日当たりごみ排出量		g/人・日	1,284	1,279	1,218	1,275	1,376
家庭系ごみ排出原単位		g/人・日	732	746	742	756	733

※一人1日当たりのごみ排出量＝総排出量÷人口÷365日（366日）×1000,000

※一人1日当たりの家庭系ごみ＝家庭系ごみ小計÷人口÷365日（366日）×1000,000

2. 一人1日当たりのごみ排出量

人口一人当たり、1日のごみの排出量は、平成20年度以降増加傾向にあり、平成22年度で1,376 g と過去5年間で0.5%増加している。家庭系ごみだけをみると平成22年度で、一人1日当たり733 g のごみを排出している。

これは、全国平均（「日本の廃棄物処理」平成21年度版：環境省）と比較すると、平成21年度において総排出量で366 g、家庭系ごみで47 g ほど高い水準にある。

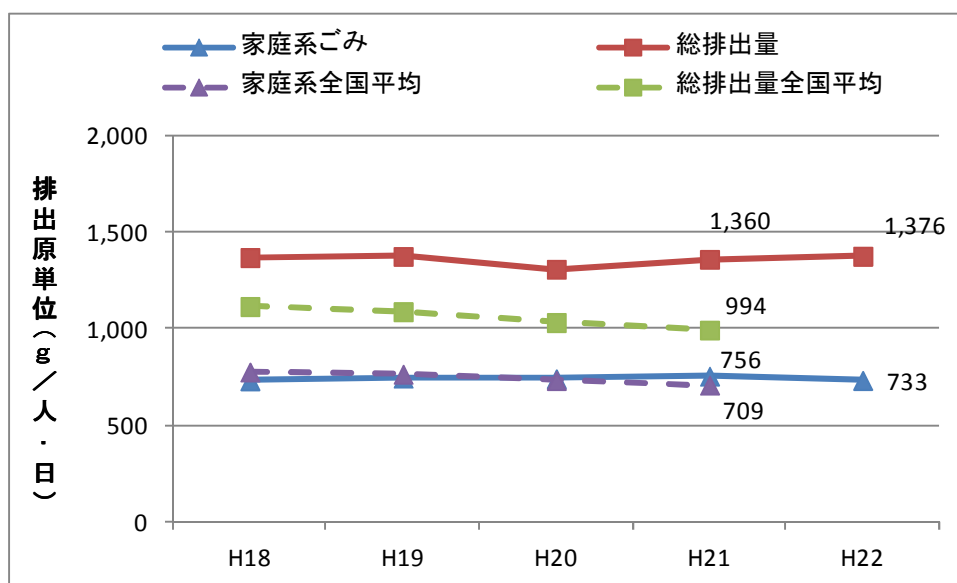


図2.1.3 一人1日当たりのごみ排出量

3. 発生抑制・排出抑制の取組み

発生抑制を促す取組みとして、事業者と協働しレジ袋の有料化を実施するとともに、県と連携したマイバッグ運動を展開し、身近な消費活動からごみの発生抑制を推進する啓発活動を行っている。

また、村役場等の公共施設においてはグリーン購入をこころがけ、バザー、フリーマーケット、リサイクルショップなどの利用を推奨し、ごみの発生抑制に努めている。

4. 再資源化の現状

各家庭から排出するごみは、10種類13区分で分別収集し、図2.1.1のごみ処理フローに示すとおり可燃ごみ・不燃ごみ以外は中間処理施設において破碎・選別等により、資源物の回収を行っている。

平成22年度に排出されたごみから資源物として回収された量は、総排出量の10.0%（資源化率）にあたる562 tである。資源化の内訳を表2.1.4に示す。

表2.1.4 資源化の実績

(t/年)

資源化物	単位	H18	H19	H20	H21	H22
リサイクルプラザ	t/年	315	256	235	357	324
金属類	t/年	41	35	34	32	33
ペットボトル	t/年	18	26	22	23	20
紙類	t/年	55	96	80	80	56
アルミ・スチール	t/年	99	—	—	98	92
ビン類	t/年	102	99	99	124	123
ストックヤード	t/年	125	236	313	291	238
その他プラスチック	t/年	15	14	8	2	2
紙類	t/年	110	222	305	289	236
総資源化量	t/年	440	492	548	648	562
資源化率＝総資源化量÷総排出量×100		8.0%	9.2%	10.9%	12.4%	10.0%

第3節 ごみ処理の実績

1. 収集・運搬の現状

(1) 収集頻度等

各家庭から自治会が設置する収集所に出されたごみは、表2.1.5に示す頻度で委託事業者が収集し、図2.1.1のごみ処理フローに示す中間処理施設または最終処分場に運搬している。事業系ごみは許可業者が収集・運搬を行っている。

表2.1.5 家庭系ごみの排出方法・収集頻度

収集区分		排出先	排出方法	収集頻度
可	燃	収集所	指定袋	3回/週
不	燃		コンテナ	2回/月
小	型		コンテナ	2回/月
大	型		地区の粗大ごみ集積所	1回/月
資 源 ご み	カ		コンテナ	1回/週
	ン		指定袋	1回/週
	類		コンテナ	1回/週
	ペ		紙ひもで縛る	1回/週
	ット		指定袋	1回/週
	ボ		コンテナ	1回/月
トル				
ビ	ン			
類				
紙	類			
プ	ラ			
ラ	ス			
ス	チ			
ツ	ック			
ク				
有	害			
ご	み			

(2) 直接搬入

一時的に多量に発生するごみなどは、表2.1.6に示すとおり直接各施設で受け入れられている。

表2.1.6 直接搬入の受入れ条件

施設名	廃棄物の種類	料金
一般廃棄物最終処分場	不燃ごみ (搬入できないごみ) 有毒物質を含む、危険性を有する、火気のある、可燃ごみ、産業廃棄物、リサイクルできる、家電リサイクル法に該当	無料
北部上北広域事務組合 <クリーン・ペア・はまなす>	可燃ごみ、粗大系ごみ、カン類、ビン類、木くず	10kg毎に 30円

2. 中間処理の現状

(1) 焼却処理

本村で発生した可燃ごみは北部上北広域事務組合「クリーン・ペア・はまなす」のごみ焼却施設において焼却処理をしている。

ア. 焼却処理施設の概要

施設の概要を表2.1.7に示す。

表2.1.7 焼却施設の概要

名 称	クリーン・ペア・はまなす 　　ごみ焼却施設
事業主体	北部上北広域事務組合（構成：野辺地町、横浜町、六ヶ所村）
所在地	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字家ノ後12番地の159
敷地面積	71,477㎡（リサイクルプラザ含む）
建築面積	3,176㎡（リサイクルプラザ含む）
延べ床面積	6,528㎡（リサイクルプラザ含む）
工期	平成8年7月～平成10年3月
設計・制作・施工	川崎重工業株式会社
焼却能力	52 t / 日（26 t / 16 h × 2基）
炉形式	准連続燃焼式焼却炉（流動床炉）
燃焼ガス冷却設備	水噴射ガス冷却設備
排ガス処理設備	集じん器（バグフィルタ）、有害ガス除去装置
余熱利用設備	温水発生機

イ. ごみ質

「クリーン・ペア・はまなす」の焼却ごみの種類組成を図2.1.4に示す。47%を紙・布類が占め、ビニール等の合成樹脂類が28%、ちゅう芥類が14%を占めており、これらには分別を徹底することで資源化が可能なものが多く含まれている。

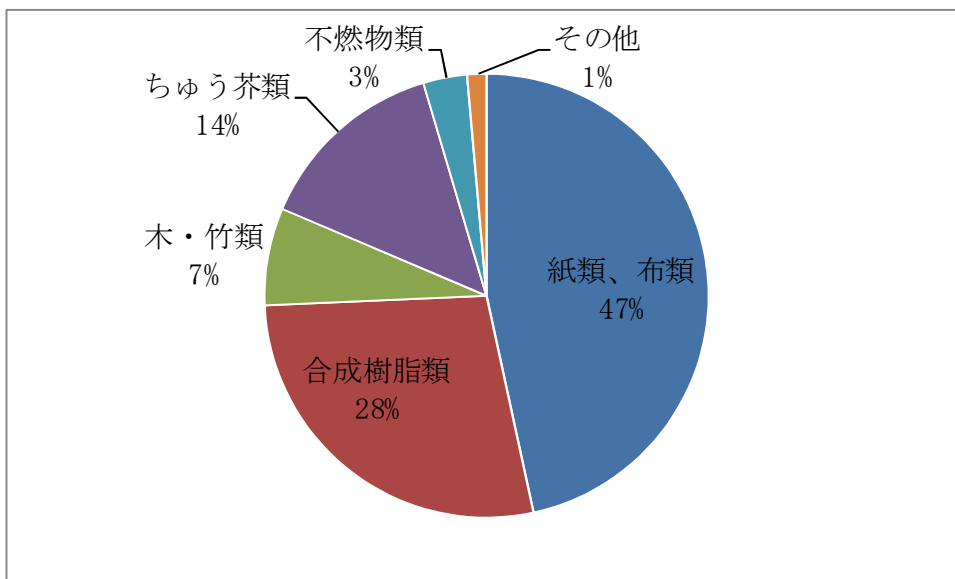


図2.1.4 ごみの種類組成 (平成22年度)

ウ. 焼却処理実績

「クリーン・ペア・はまなす」のごみ焼却施設における、本村分の処理実績を表2.1.8に示す。本村分は、平成22年度において全体の4割弱を占めている。焼却灰は本村の一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。

表2.1.8 ごみ焼却施設の処理実績村分

(t/年)

		H18	H19	H20	H21	H22
搬入量	可燃ごみ (家庭系)	2,352	2,398	2,351	2,391	2,373
	可燃ごみ (事業系)	1,050	1,028	997	1,043	1,128
	リサイクルプラザ可燃残渣	121	123	125	131	139
	搬入量合計	3,523	3,549	3,473	3,565	3,640
排出量	焼却灰	683	400	375	369	444
	排出量合計	683	400	375	369	444

表2.1.9 構成町村の搬入比率

	平成22年度搬入実績	搬入比率
六ヶ所村	2,372.86 t	36.8%
野辺地町	3,048.52 t	47.3%
横浜町	1,024.07 t	15.9%
合計	6,445.45 t	100.0%

(2) 資源化処理

粗大ごみ及び資源ごみの一部は北部上北広域事務組合「クリーン・ペア・はまなす」のリサイクルプラザにおいて破砕、選別、圧縮等の中間処理を行っている。

また、その他プラスチックと紙類は本村のリサイクル保管施設で一時保管したのち、資源化業者で適切に資源化している。

ア. 資源化施設の概要

施設の概要を表2.1.10、表2.1.11に示す。

表2.1.10 資源化施設の概要

名 称	クリーン・ペア・はまなす リサイクルプラザ
事業主体	北部上北広域事務組合
所在地	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字家ノ後12番地の159
敷地面積	71,477㎡ (ごみ焼却施設含む)
建築面積	3,176㎡ (ごみ焼却施設含む)
延べ床面積	6,528㎡ (ごみ焼却施設含む)
工期	平成8年7月～平成10年3月
設計・制作・施工	川崎重工業株式会社
処理能力	39 t / 日 粗大ごみ 10 t / 5 h、カン類 2 t / 5 h ビン類 2 t / 5 h、木くず 25 t / 10 h ペットボトル 7.5 t / 5 h (平成11年度設置)
破砕設備	回転式破砕機 (粗大ごみ)、破砕機 (木くず)
選別設備	磁選機 (粗大ごみ、カン類、木くず) 可燃・不燃選別機 (粗大ごみ) アルミ選別機 (粗大ごみ、カン類) ビン類自動選別機
再生設備	金属プレス機
貯留・搬出設備	不燃物ホッパ、カレットバンカ、チップサイロ、回収品ストックヤード

表2.1.11 ストックヤードの概要

名 称	リサイクル保管施設
事業主体	六ヶ所村
所在地	青森県上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ上66-184
屋内面積	120㎡
屋外面積	162㎡
供用開始	平成18年
保管対象物	紙類 プラスチック

イ. 資源化処理実績

リサイクルプラザにおける粗大ごみ・資源ごみの処理実績を表2.1.12に示す。
また、ストックヤードにおけるその他プラスチックと紙類（事業系）の処理実績を表2.1.13に示す。

表2.1.12 リサイクルプラザの処理実績

(t/年)

		単位	H18	H19	H20	H21	H22	
搬入量	資源ごみ（家庭系）	t/年	219	208	210	230	217	
	ペットボトル	t/年	18	19	19	18	17	
	カン類	t/年	98	90	88	90	91	
	ビン類	t/年	103	99	103	122	109	
	資源ごみ（事業系）	t/年	72	117	95	96	86	
	ペットボトル	t/年	2	9	5	7	8	
	紙類	t/年	55	96	80	80	56	
	カン類	t/年	10	10	9	7	7	
	ビン類	t/年	5	2	1	2	15	
	粗大ごみ（家庭系）	t/年	85	78	79	78	79	
粗大ごみ（事業系）	t/年	72	80	78	72	86		
搬入量合計		t/年	448	483	462	476	468	
排出量	資源物	t/年	315	357	331	357	324	
	金属類	t/年	41	35	34	32	33	
	ペットボトル	t/年	18	26	22	23	20	
	紙類	t/年	55	96	80	80	56	
	アルミ・スチール	t/年	99	101	96	98	92	
	ビン類	t/年	102	99	99	124	123	
	可燃残渣	t/年	121	123	125	131	139	
	不燃残渣	t/年	9	7	6	7	8	
	排出量合計		t/年	445	487	462	495	471

表2.1.13 リサイクル保管施設(ストックヤード)の処理実績

(t/年)

		H18	H19	H20	H21	H22
搬入量	資源ごみ（家庭系）	251	333	233	211	183
	その他プラスチック	15	15	8	2	2
	紙類	236	318	225	209	181
	搬入量合計	251	333	233	211	183
排出量	資源物	125	236	313	291	238
	その他プラスチック	15	14	8	2	2
	紙類	110	222	305	289	236
	排出量合計	125	236	313	291	238

3. 最終処分場の現状

収集した不燃ごみ及び海岸清掃等で回収したごみ等は、本村の一般廃棄物最終処分場で直接埋立処分している。また、「クリーン・ペア・はまなす」の処理後の焼却残渣も本村の一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。

ア. 最終処分場の概要

施設の概要を表2.1.14に示す。

表2.1.14 最終処分場の概要

名 称	六ヶ所村一般廃棄物最終処分場
事業主体	六ヶ所村
所在地	青森県上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ上66-184
埋立地面積	19,230m ²
全体容量	147,000m ³
残余容量	97,274m ³ （平成22年度現在）
埋立期間	平成7年～平成24年
構造（場所）	準好気性埋立構造（山間）
遮水方式	底部遮水工
浸出水の処理	凝集沈殿、消毒
処理対象廃棄物	焼却残渣(主灰・飛灰)、不燃ごみ、粗大ごみ

イ. 最終処分実績

最終処分量の実績を表2.1.15に示す。総排出量に対する最終処分量の割合（最終処分率）は、平成20年度までは減少傾向にあったが、近年増加に転じ平成22年度では34.4%となっている。特に、その他（不燃性廃材）が平成22年度に倍増しており、海岸漂着物等の清掃ごみとの合計は処分量全体の過半数を占めている。加えて、一般搬入量が許可収集量を大きく上回り、事業系不燃ごみ量を増やしている。

最終処分率の全国平均が平成21年度実績で11%程度であることと比較すると、その他（不燃性廃材）や清掃ごみを除いたとしても、高い水準にある。

表2.1.15 最終処分実績

(t/年)

		単位	H18	H19	H20	H21	H22
最終 処分 分量	不燃ごみ(家庭系)	t/年	218	203	184	185	149
	不燃ごみ(事業系)	t/年	1,166	912	790	917	1,329
	許可収集	t/年	50	52	53	56	41
	一般搬入	t/年	417	253	243	334	372
	清掃ごみ	t/年	327	290	187	240	220
	その他(不燃性廃材)	t/年	372	317	307	287	696
	焼却残渣(はまなす)	t/年	582	400	375	535	453
	不燃残渣(リサイクルプラザ)	t/年	9	7	6	7	8
	最終処分量合計	t/年	1,975	1,522	1,355	1,644	1,939
最終処分率=最終処分量÷総排出量×100	%	36.0%	28.4%	27.0%	31.5%	34.4%	
※ 最終処分率(その他(不燃性廃材)・清掃ごみを除く)	%	26.7%	19.3%	19.0%	23.8%	21.7%	

※参考：事業系不燃ごみから建設廃材と清掃ごみを除いた場合の最終処分率を示す。

4. ごみ処理経費の現状

平成22年度にごみ処理に要した経費(歳出)は162,007千円、年間村民一人当たり14,450円、ごみ1トン当たりでは28,780円の経費を要している。

表2.1.16 ごみ処理経費の推移

(千円)

	H18	H19	H20	H21	H22
人件費	10,663	8,415	8,273	8,202	9,224
収集運搬費	45,990	46,645	46,959	50,394	50,452
組合分担金 (中間処理費)	93,539	90,772	95,865	87,918	90,378
最終処分費	7,649	7,724	10,936	7,418	10,653
工事費	1,250	18,249	0	0	1,300
歳出合計	159,091	171,805	162,033	153,932	162,007

資料：廃棄物処理事業実態調査(環境省)等

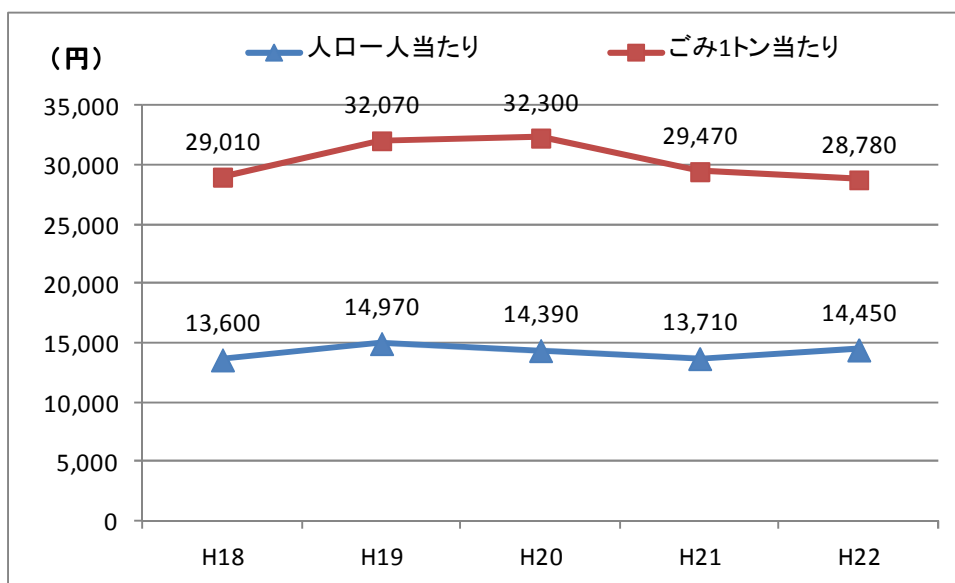


図2.1.5 単位当たりのごみ処理経費

第4節 ごみ処理システムの評価と課題

1. 分別収集区分の評価

平成23年4月現在、10区分の分別収集を実施しており、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（環境省：平成19年6月）に示されている標準的な分別収集区分の類型に照らすと、紙製容器包装の分別が未実施であるが、類型Ⅱに近い分類といえる。

さらに分別を進めるのであれば、紙製容器包装、生ごみ、剪定枝、廃食用油などのバイオマス系ごみの分別が考えられる。

表2.1.17 標準的な分別収集区分との比較

類型	標準的な分別収集区分		六ヶ所村の現状	
			分別の有無	分別品目
類型Ⅰ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	○	
		①-2 ガラスびん	○	
		①-3 ペットボトル	○	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)		○	
	④燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)		○	
	⑤燃やさないごみ		○	
	⑥その他専用の処理のために分別するごみ		○	
	⑦粗大ごみ		○	
類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	○	かん類
		①-2 ガラスびん	○	びん類
		①-3 ペットボトル	○	ペットボトル
		①-4 プラスチック製容器包装	○	その他プラスチック
		①-5 紙製容器包装	×	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)		○	古紙類(新聞、雑誌、段ボール、紙パック)
	④燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)		○	燃やすごみ
⑤燃やさないごみ		○	燃やさないごみ	
⑥その他専用の処理のために分別するごみ		○	有害ごみ(蛍光管、乾電池、スプレー缶等)	
	⑦粗大ごみ		○	大型粗大ごみ、小型粗大ごみ
類型Ⅲ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	○	
		①-2 ガラスびん	○	
		①-3 ペットボトル	○	
		①-4 プラスチック製容器包装	○	
		①-5 紙製容器包装	×	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)		○	
	③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		×	
④燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)		○		
⑤燃やさないごみ		○		
⑥その他専用の処理のために分別するごみ		○		
	⑦粗大ごみ		○	

2. 循環的利用と処分方法の評価

現在、焼却処理により得られる熱エネルギーは、場内給湯、融雪施設、場内暖房、温室設備、洗車設備等で利用する温水として有効利用をしている。リサイクルできないプラスチック類もごみ焼却施設においてエネルギー回収することで、資源の有効利用と埋立処分量の削減を図っている。

前記の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に示されている適正な循環的利用・適正処分の方法に照らすと、現在実施されている分別品目については、粗大ごみのリユースが実施されていないものの、他は適正な循環的利用と適正な処分方法をとっていると考えられる。

表2.1.18 適正な循環的利用・適正処分の方法（●は、本村で実施している方法）

分別収集区分		適正な循環的利用・適正処分の方法		六ヶ所村の処理・処分	
① 資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要)こととなるため、分別の程度や混合収集するものの組み合わせに応じ、中間処理施設において異物の除去、種類別の選別を行い、種類に応じて圧縮又は梱包を行う。	●アルミ・スチール缶の回収業者等への売却等による再生利用	◎リサイクルプラザで選別→売却→再商品化	
	①-2 ガラスびん			◎リサイクルプラザで選別→指定法人委託→再商品化	
	①-3 ペットボトル		●容器包装リサイクル協会の引き取り等による再商品化	◎リサイクルプラザで選別→売却→再商品化	
	①-4 プラスチック製容器包装		●除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	◎リサイクルプラザで選別→処理委託→再商品化	
	①-5 紙製容器包装			◎古紙回収事業協同組合による資源化	
② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ	排出源で分別し、集団回収又は行政回収により集め、必要最小限度の異物除去、必要に応じて梱包等を行い、そのまま売却	○回収業者等への売却等による再生利用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	◎古紙回収事業者による資源化		
④ 燃やすごみ	ストーカ方式等による従来型の焼却方式(灰溶融方式併設を含む)	焼却灰	最終処分場で適正処分	◎最終処分場で埋め立て処分。 ◎最終処分場で埋め立て処分。	
			セメント原料化		●焼却に当たっては回収した熱をエネルギーとしてできる限り利用することを基本とする。エネルギー利用は、発電及び蒸気又は温水による熱供給(発電と熱供給の組合せを含む)をできるだけ行うこととする。
			灰溶融しスラグ化		
			薬剤等により安定化処理し最終処分		
ばいじん	セメント原料化				
山元還元					
⑤ 燃やさないごみ	金属等の回収、燃やせる残さの選別、かさばるものの減容等の中間処理	○金属等の回収業者等への売却等による再生利用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	◎燃やさないごみはガラス陶磁器類のみ→埋立処分		
⑥ その他専用の処理のために分別するごみ	性状に見合った処理及び保管	●性状に見合った再生利用又は適正処分	◎ライタースプレー缶等は、リサイクルプラザで破砕・選別→金属類は売却、不燃残渣は埋立処分 ◎蛍光灯、乾電池は、一時貯留→委託処理(製錬事業者)で資源化		
⑦ 粗大ごみ	修理等による再利用、金属等の回収、燃やせる残さの選別、かさばるものの減容等の中間処理	○修理等して再利用 ●金属等の回収業者等への売却等による再生利用 ●除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	◎リサイクルプラザで破砕・選別→金属類は売却、可燃残渣は清掃センターで焼却、不燃残渣は埋立処分		

3. 一般廃棄物処理システム評価

現在、本村で実施しているごみ処理システムを、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に示されている標準的な評価項目を参考に、表2.1.19に示す類型に基づき全国の類似町村（該当60町村）と比較した結果を表2.1.20に示す。

最終処分減量に要する費用は、類似都市平均より若干抑えられているが、他の項目は全て平均に達していない。特に、一人1日あたりごみ総排出量は平均の1.6倍、資源回収率は平均の0.5倍、最終処分される割合は平均の2.2倍である。

表2.1.19 システム評価比較の類型

青森県六ヶ所村	人口	11,279 人		
	産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	84.9%	Ⅲ次人口比率
類型都市の概要	都市形態	町村		
	人口区分	Ⅲ	8,000人以上～13,000人未満	
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比75%以上85%未満	

表2.1.20 一般廃棄物処理システムの評価指標

評価軸	評価項目	評価指標	六ヶ所村 平成21年度 実績	平成21年度 類似都市の平均 (最小～最大)
循環型 社会形成	廃棄物の発生	一人1日当たりごみ 総排出量	1.305 kg/人・日	0.805 kg/人・日 (0.420～1.405)
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回 収率	0.102 t/t	0.188 t/t (0.059～0.408)
	最終処分	廃棄物のうち最終処 分される割合	0.294 t/t	0.132 t/t (0～0.688)
経済性	費用対効果※	人口1人当たり年間 処理経費（収集・運 搬費を含む）	14,070 円/人・年	11,207 円/人・年 (0～22,964)
		最終処分減量に要す る費用（円/t）	41,873 円/t	42,593 円/t (17,022～106,516)

※ 平成21年度実績は、環境省「廃棄物処理事業実態調査結果」による。

※ 処理経費は、廃棄物処理事業実態調査結果の「処理及び維持管理費」に該当し、建設・改良費及びその他を含んでいない（一般廃棄物会計基準によるコスト計算とは異なる）。

4. 現状の課題

○ 一人1日当たりのごみ排出量

廃棄物の発生に関しては、人口が減少傾向にあるにもかかわらず、排出量は増加傾向を示している。一人1日当たりの排出量は全国の類似町村の平均を大きく上回っており、村民一人ひとりの発生抑制への意識改革による減量が必要である。

ただし、排出量の5割近くを占めている事業系ごみには海岸清掃による清掃ごみやその他（不燃性廃材）を含むという本村特有の事情もあるが、これらを考慮しても一人1日当たりの排出量は高い水準にある。

○ 資源回収率

現行の10区分13種類の分別収集は、分別数としては決して少ないものではないが、表2.1.20に示すとおり資源回収率は類似町村の平均の1/2程度と低く、排出量が多い現状と、広域事務組合における焼却ごみの組成調査から、分別回収することで資源として再利用できるものが多く含まれていると考えられる。

○ 最終処分率

中間処理による循環的利用と処分方法に関しては、ほぼ標準的なシステムを構築していると考えられるが、不燃ごみを直接埋立処分しているため、不燃ごみ中に混入している資源物を回収する機会がなく、資源回収率の低下と最終処分率を高くする要因になっている。

また、処分場への直接搬入を無料としていることも処分量の増大につながっているものと考えられることから、有料化の検討が必要である。

○ 中間処理施設の延命化

広域事務組合の「クリーン・ペア・はまなす」は、稼働後10年が経過し老朽化が心配される。引き続き広域で施設を長く利用していくために、適正な時期に改造・改修による延命化が必要である。

○ 最終処分場の使用期間

埋立終了期間が近付いている現処分場は埋立可能容量を残しているが、既に16年間の期間延長をし現在に至っている。今後については、長期的には次期処分場確保などの検討が必要である。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念

村の豊かな自然環境を保全するとともに、地球環境にも目を向け、資源の循環利用と地球温暖化防止に貢献するごみ処理システムを確立し、持続可能な循環型社会の構築を目指す。

第2節 基本方針

基本理念に基づき、次に掲げる基本方針に沿って本村におけるごみ処理に関する諸施策を展開していく。

- | | |
|-------------|----------------------|
| 基本方針 | ① 住民、事業者との連携による3Rの推進 |
| | ② 資源循環利用の促進 |
| | ③ 環境負荷の低減 |

① 住民、事業者との連携による3Rの推進

ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の3Rを推進するためには、住民・事業者の協力が不可欠である。

住民・事業者に対して、積極的に現状を周知するとともに、連携してごみ減量を目指し、3Rの推進に取り組む。

② 資源循環利用の促進

地球上の限られた資源を有効に活用し、次の世代も等しく自然の恵みを楽しむことができるようにするためには、資源の循環利用が不可欠である。

分別収集の徹底や中間処理による資源物回収などにより、リサイクルの推進を図り、資源の循環利用に資するシステムを構築する。

③ 環境負荷の低減

広域事務組合と連携し、周辺環境に十分配慮したごみ処理に努め、生活環境への負荷を低減するとともに、温室効果ガスの削減に努め、地球温暖化防止に寄与するごみ処理システムを構築する。

また、3Rの推進、分別収集の徹底により焼却量及び最終処分量を削減し、自然環境への負荷低減に努める。

第3節 ごみ減量等の数値目標

循環型社会の形成を推進するため、ごみの発生を抑制し、発生したごみは可能な限り再生利用していくことが求められる。そこで、本計画では5年後の平成28年度を中期目標年とし、国の廃棄物減量化等の目標を参考に、本村の現状と課題を踏まえ、本村におけるごみ減量等の目標を以下のように定める。

【参考】国（廃棄物処理法の基本方針）の目標（平成19年度→平成27年度）

- 排出量 約5%削減
- 再生利用率 約25%に増加
- 最終処分量 約22%削減



六ヶ所村のごみ減量等の目標（平成22年度→平成28年度）

- 総排出量の削減目標 10%以上削減
- リサイクル率の目標 22%（平成28年度において）
- 最終処分量の目標 16%以上削減

※ 総排出量 = 家庭系ごみ量 + 事業系ごみ量

※ リサイクル率 = 総資源化量(中間処理後の回収資源も含む) ÷ 総排出量 × 100

	平成22年度実績	平成28年度目標量
○ 総排出量	5,630 t	5,018 t
可燃ごみ	3,501 t	2,504 t
不燃ごみ	1,478 t	1,293 t
資源ごみ	486 t	1,056 t
粗大ごみ	165 t	163 t
有害ごみ	-	2 t
○ 総資源化量	562 t	1,089 t
○ 最終処分量	1,939 t	1,623 t

第4節 将来の計画収集人口

将来のごみ量を予測するに当たって、計画収集人口を過去10年間の実績を基に予測した。実績と予測結果を表2.2.1に示す。

表2.2.1 計画収集人口の予測結果

年度	人口（実績）	年度	人口（予測）
平成13年度	11,659 人	平成23年度	11,159 人
14年度	11,965 人	24年度	11,110 人
15年度	11,979 人	25年度	11,062 人
16年度	11,883 人	26年度	11,013 人
17年度	11,745 人	27年度	10,965 人
18年度	11,702 人	28年度	10,917 人
19年度	11,475 人	29年度	10,869 人
20年度	11,259 人	30年度	10,822 人
21年度	11,225 人	31年度	10,774 人
22年度	11,208 人	32年度	10,727 人
		33年度	10,680 人
		34年度	10,634 人
		35年度	10,587 人
		36年度	10,541 人
		37年度	10,495 人
		38年度	10,449 人

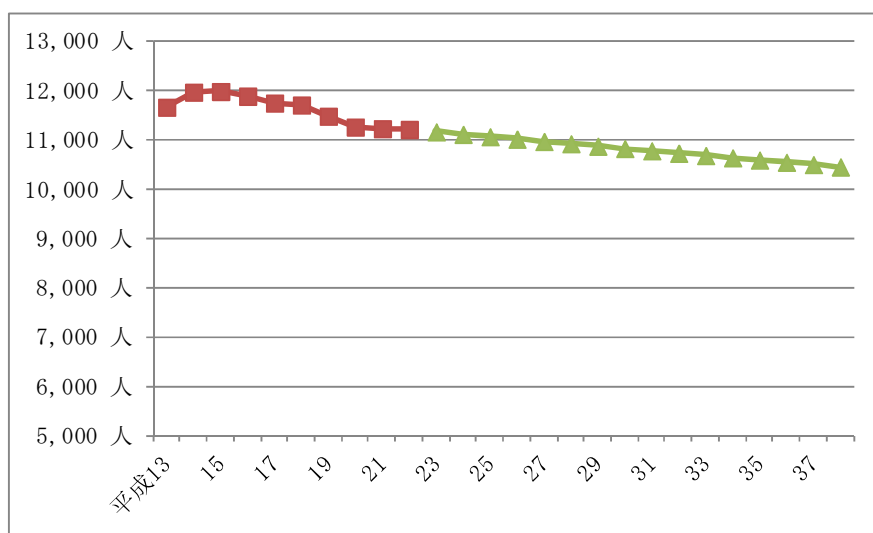
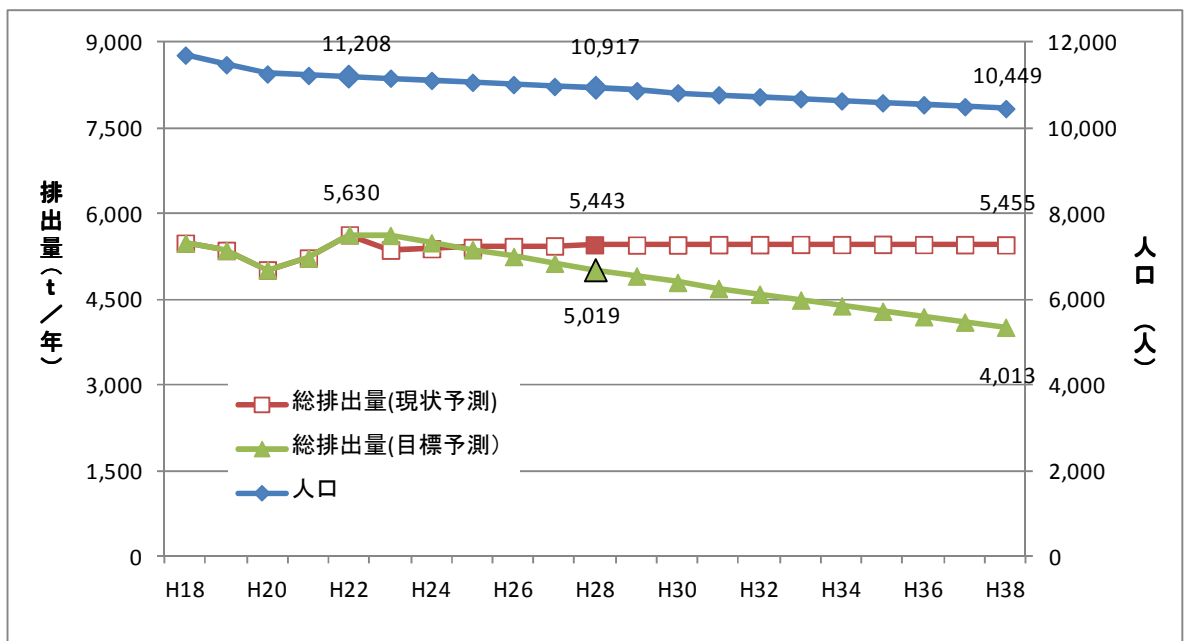


図2.2.1 計画収集人口の推移

第5節 将来のごみ排出量

ごみ減量等の目標を達成した場合の予測結果を表2.2.2に示す。中期目標年である平成28年度のごみ量は5,019 t、平成38年度に4,013 tを目指す。

減量施策や分別収集区分などが現状のままで推移した場合の現状予測の結果と、目標達成した場合の予測結果との比較を図2.2.2に示す。



※現状推移の予測結果は、資料（第5節）参照。

図2.2.2 現状推移と目標達成後のごみ排出量

表2.2.2 ごみ排出量の実績と目標予測

	単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
人口（次年度4月1日）	人	11,702	11,475	11,259	11,225	11,208	11,159	11,110	11,062	11,013	10,965	10,917	10,869	10,822	10,774	10,727	10,680	10,634	10,587	10,541	10,495	10,449	
家庭系	可燃ごみ（生ごみ・布を除く）	t/年	2,352	2,398	2,351	2,391	2,373	2,362	2,304	2,175	2,049	1,901	1,550	1,512	1,476	1,440	1,405	1,370	1,337	1,305	1,273	1,242	1,212
	不燃ごみ	t/年	218	203	184	185	149	148	138	129	120	111	102	94	86	79	72	65	58	51	45	38	32
	資源ごみ	t/年	470	541	443	441	400	399	393	462	527	615	910	892	874	857	841	826	809	795	777	764	749
	生ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	182	177	173	169	165	161	157	153	149	146	142
	布類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	88	86	84	82	81	79	78	76	74	73	72
	その他プラスチック	t/年	15	15	8	2	2	3	3	23	42	60	79	77	75	74	72	70	68	67	65	64	62
	ペットボトル	t/年	18	19	19	18	17	18	17	25	33	40	42	41	40	39	38	37	36	36	35	34	33
	紙類	t/年	236	318	225	209	181	180	175	217	256	292	325	317	309	301	294	288	281	274	267	260	254
	新聞紙	t/年	73	72	67	81	55	54	52	63	72	81	90	88	85	83	81	80	78	76	74	72	70
	雑誌	t/年	99	84	91	67	68	69	67	91	114	135	153	150	146	142	139	136	132	129	126	123	120
	段ボール	t/年	63	65	66	60	57	57	56	60	64	68	71	69	68	66	65	63	62	60	58	57	56
	紙パック	t/年	0.7	0.7	1.2	0.9	1.0	0.0	0.0	2.8	5.6	8.0	10.8	10.3	9.9	9.8	9.4	9.4	8.9	8.9	8.8	8.4	8.4
	カン類	t/年	98	90	88	90	91	90	90	90	89	89	88	88	88	87	87	87	86	86	85	85	85
	ビン類	t/年	103	99	103	122	109	108	108	107	107	106	106	106	105	105	104	104	103	103	102	102	101
	粗大ごみ（大型・小型）	t/年	85	78	79	78	79	79	78	78	78	78	77	77	77	76	76	76	75	75	75	74	74
	有害ごみ	t/年	-	-	-	-	-	0.5	0.9	1.3	1.7	2.1	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4
	家庭系ごみ小計	t/年	3,125	3,220	3,057	3,095	3,001	2,989	2,914	2,845	2,775	2,707	2,641	2,578	2,515	2,454	2,397	2,340	2,281	2,228	2,172	2,121	2,070
事業系	可燃ごみ	t/年	1,050	1,028	997	1,043	1,128	1,120	1,088	1,056	1,022	989	954	932	911	890	870	850	831	812	793	775	757
	不燃ごみ	t/年	1,166	912	790	917	1,329	1,329	1,300	1,272	1,244	1,217	1,191	1,165	1,140	1,115	1,091	1,067	1,044	1,021	998	976	954
	許可収集	t/年	50	52	53	56	41	742	721	699	677	656	635	614	594	573	553	532	513	493	474	455	437
	一般搬入	t/年	417	253	243	334	372																
	清掃ごみ	t/年	327	290	187	240	220	211	207	205	203	201	200	199	198	197	196	196	195	195	194	194	193
	その他（不燃性廃材）	t/年	372	317	307	287	696	376	372	368	364	360	356	352	348	345	342	339	336	333	330	327	324
	資源ごみ	t/年	72	117	95	96	86	94	102	111	122	133	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146
	ペットボトル	t/年	2	9	5	7	8	10	12	14	17	20	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
	紙類	t/年	55	96	80	80	56	62	68	75	83	91	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	カン類	t/年	10	10	9	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	ビン類	t/年	5	2	1	2	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
粗大ごみ	t/年	72	80	78	72	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	
事業系ごみ小計	t/年	2,360	2,137	1,960	2,128	2,629	2,629	2,576	2,525	2,474	2,425	2,377	2,329	2,283	2,237	2,193	2,149	2,107	2,065	2,023	1,983	1,943	
総排出量	t/年	5,485	5,357	5,017	5,223	5,630	5,618	5,490	5,370	5,249	5,132	5,018	4,907	4,798	4,691	4,590	4,489	4,388	4,293	4,195	4,104	4,013	
一人1日当たりごみ排出量	g/人・日	1,284	1,279	1,218	1,275	1,376	1,379	1,354	1,330	1,306	1,282	1,259	1,237	1,215	1,193	1,172	1,152	1,131	1,111	1,090	1,071	1,052	
家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	732	746	742	756	733	734	719	705	690	676	663	650	637	624	612	600	588	577	565	554	543	

※現状推移の予測結果は、資料（第5節）に示す。

第6節 排出抑制計画

1. 目標

3Rの推進において、最優先で取り組むべきはごみの発生抑制（リデュース）である。住民・事業者と連携し、まずはライフスタイル・ビジネススタイルの転換によるごみの発生抑制に取り組む。併せて、再使用（リユース）の推進によるごみの排出抑制を図り、総排出量の削減目標の達成を目指す。

2. 施策

(1) 住民・事業者への周知徹底

- 現状の課題に示したとおり、本村のごみ排出量は類似町村や全国平均と比べて多いことを、住民・事業者に広報等を活用して周知し、本村の現状の共有認識に努める。
- 本計画に示す目標や施策等を広報等により広く周知し、ごみの減量等の目標達成に向けて、住民・事業者の協力が得られる環境を整える。

(2) 家庭系ごみの発生抑制

○ 住民の役割

大量消費、大量廃棄の消費行動を見直し、日々の生活において「もったいない」の心を大切に、ごみの減量に配慮した生活を心がける。

- ・ マイバッグ、マイカップ、マイボトル、マイ箸などの使用を心がけ、レジ袋や割りばしなどの使い捨て商品の削減に努める。
- ・ レジ袋や過剰な包装など、すぐにごみになるようなものは断る。
- ・ 使い捨て商品を避け、買ったものは長く大事に使う。
- ・ ごみに出す前に、再使用、修理、譲るなどもう一度考える。
- ・ 村の広報や環境教育の機会などを利用し、情報収集や活動参加に努める。

○ 事業者の役割

住民のごみの減量に配慮した消費行動を支える事業活動を心がけ、必要に応じて行政と連携した取り組みを展開する。

- ・ レジ袋の有料化、包装の簡素化、はかり売りなどの実施を心がける。
- ・ 詰め替え商品や寿命の長い商品の販売や製造を心がける。

○ 村の役割

住民の排出抑制行動を支える仕組みづくりと情報発信に心がけ、必要に応じて

事業者と連携した取り組みを展開する。

- ・ ごみ排出量などの現状を分かりやすく広報するとともに、住民の協力による減量効果などの情報提供を行い、住民の排出抑制行動を支援する。
- ・ 環境学習、環境教育の場において、ごみの減量やごみ処理・リサイクルの意義が理解され、ごみ処理問題に関心が高まるようにこれらの活動を支援する。
- ・ バザー、フリーマーケット、リサイクルショップなどの利用を推奨し、情報提供に努める。

(3) 事業系ごみの排出抑制

○ 事業者の役割

事業活動に伴って発生するごみの削減と資源化に努める。

- ・ 製造段階や流通段階における、ごみの発生抑制に努める。
- ・ 資源ごみのリサイクルに心がけ、可燃ごみや不燃ごみへの混入を防止する。

○ 村の役割

事業系ごみの排出者責任を明確にし、発生抑制・分別の指導を徹底する。

- ・ 事業活動に伴って発生するごみは事業者の責任であることを周知徹底する。
- ・ 可燃ごみ、不燃ごみの分別指導を徹底する。
- ・ 村役場等の公共施設においてはグリーン購入(リサイクル品の優先使用)をこころがけるとともに、資源ごみの分別を徹底する。

第7節 資源化推進計画

1. 目標

排出されたごみを有効に資源として循環利用するためには、排出段階で再生利用に適した区分による分別が重要である。住民・事業者と連携し、分別収集の周知徹底に努めるとともに、可燃ごみに含まれている「生ごみ」「布類」を新たに分別することで、資源化の推進を図り、リサイクル率の目標達成を目指す。

2. 施策

(1) 分別収集の周知徹底

- 分別区分に関する説明会や広報・チラシ等を充実し、住民・事業者分別収集の必要性と区分について、より分かりやすい方法で周知する。
- 特に、焼却処分する「可燃ごみ」や埋立処分する「不燃ごみ」に資源物が混入しないように啓発していく。
- 新たに「生ごみ」「布類」を分別区分に追加するにあたり、十分な周知活動を展開する。

表2.2.3 将来の分別区分

分別区分		備考
①	可燃ごみ	-
②	不燃ごみ	-
③	小型粗大ごみ	-
④	大型粗大ごみ	-
資源ごみ	⑤ カン類	-
	⑥ ペットボトル	-
	⑦ ビン類	-
	⑧ 新聞紙	-
	⑨ 雑誌・チラシ	-
	⑩ 段ボール	-
	⑪ 紙パック	-
	⑫ プラスチック	-
	⑬ 有害ごみ	平成23年度から実施
	⑭ 生ごみ	平成28年度に本格実施予定
	⑮ 布類	平成28年度に本格実施予定

(2) 生ごみの資源化

可燃ごみとして焼却処理している「生ごみ」は、分別収集することで堆肥としての利用が可能である。平成28年度実施を目途に分別収集体制を構築し、農業・畜産業と連携し、「六ヶ所村堆肥供給センター」において生ごみの堆肥化を進めていきます。

本格実施に先立ち、一部地域でモデル事業を展開し円滑な実施に努める。

(3) 布類の資源化

可燃ごみとして焼却処理している「布類」は、分別収集することで再生利用が可能な資源である。平成28年度実施を目標に分別収集体制を構築し、村内の再生事業者と連携して資源化を進めていく。

本格実施に先立ち、一部地域でモデル事業を展開し円滑な実施に努める。

3. 将来の資源化量

以上の施策を推進し、目標達成した場合の資源化量の予測結果を表2.2.4に示す。

表2.2.4 資源化量の予測結果（目標予測）

資源化物	単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
リサイクルプラザ	t/年	315	357	331	357	324	343	350	366	384	401	415	414	412	409	407	406	403	403	400	399	397
金属類	t/年	41	35	34	32	33	33	33	33	33	33	33	33	33	32	32	32	32	32	32	32	32
ペットボトル	t/年	18	26	22	23	20	28	29	39	50	60	66	65	64	63	62	61	60	60	59	58	57
紙類	t/年	55	96	80	80	56	62	68	75	83	91	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
アルミ・スチール	t/年	99	101	96	98	92	97	97	97	96	96	95	95	95	94	94	94	93	93	92	92	92
ビン類	t/年	102	99	99	124	123	123	123	122	122	121	121	121	120	120	119	118	118	118	117	117	116
スタックヤード	t/年	125	236	313	291	238	183	178	240	298	361	492	480	468	457	447	437	427	417	406	397	388
その他プラスチック	t/年	15	14	8	2	2	3	3	23	42	60	79	77	75	74	72	70	68	67	65	64	62
紙類	t/年	110	222	305	289	236	180	175	217	256	292	325	317	309	301	294	288	281	274	267	260	254
布類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	88	86	84	82	81	79	78	76	74	73	72
生ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	182	177	173	169	165	161	157	153	149	146	142
総資源化量	t/年	440	593	644	648	562	526	528	606	682	781	1,089	1,071	1,053	1,035	1,019	1,004	987	973	955	942	927
資源化率＝総資源化量÷総排出量×100		8.0%	11.1%	12.8%	12.4%	10.0%	9.4%	9.6%	11.3%	13.0%	15.2%	21.7%	21.8%	21.9%	22.1%	22.2%	22.4%	22.5%	22.7%	22.8%	23.0%	23.1%

第8節 ごみ処理計画

1. 目標

広域事務組合と連携し、将来のごみ量やごみ質に応じた収集・運搬、中間処理により、衛生的かつ安定的な処理体制の維持に努める。また、中間処理における資源物の回収を推進し、最終処分量の削減に努める。

2. 施策

(1) 収集・運搬計画

- ・現状で可燃ごみに分類している「生ごみ」と「布類」を資源ごみの分別区分に追加し、可燃ごみの減量と資源化の推進に取り組む。
- ・体制は、基本的には現状を維持するが、新たに追加される生ごみ、布類の収集に関しては、モデル事業による検証を踏まえ、適切な方法を検討する。

(2) 中間処理計画

- ・現状と同様に「クリーン・ペア・はまなす」において、焼却処理、資源化処理を継続し、広域事務組合と連携して適正な処理に努める。
- ・中間処理施設の負荷を軽減するため、ごみの減量、分別の徹底を住民・事業者に対し周知していく。
- ・新たに分別収集をする「生ごみ」は、六ヶ所村堆肥供給センターにおいて完熟堆肥とし、村内の農家での利用に供する。

表2.2.5 生ごみ堆肥化施設

名称	所在地
六ヶ所村堆肥供給センター	六ヶ所村大字倉内字芋ヶ崎608-1、608-2

(3) 最終処分計画

- ・現状と同様に、本村の一般廃棄物最終処分場において不燃ごみ、焼却残渣の埋立処分を継続する。
- ・現最終処分場の埋立期間（平成7年度～平成24年度）の終了予定が迫っているが、経年の処分量減少に伴い、埋立期間の延長が可能な状況にある。しかしながら既に16年間の期間延長をし現在に至っている経緯を考慮し、今後の見通しを検

討するとともに、長期的には次期処分場確保の検討をする。

- ・環境負荷の低減と処分場の延命化のため、直接埋立処分している不燃ごみ中に資源ごみや可燃ごみが混入しないように、住民・事業者に対して分別方法の周知徹底を行う。
- ・最終処分場へ直接持ち込む場合、現在は無料で受け入れているが、分別の徹底と処分量の削減効果を期待して、処分料金有料化の検討をする。

3. 将来の焼却処理量・最終処分量

排出抑制及び資源化の施策を推進し、目標達成した場合の焼却処理量及び最終処分量の予測結果を表 2.2.6、表 2.2.7 に示す。

表2.2.6 焼却処理量の予測結果（目標予測）

	単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
可燃ごみ(家庭系)	t/年	2,352	2,398	2,351	2,391	2,373	2,362	2,304	2,175	2,049	1,901	1,550	1,512	1,476	1,440	1,405	1,370	1,337	1,305	1,273	1,242	1,212
可燃ごみ(事業系)	t/年	1,050	1,028	997	1,043	1,128	1,120	1,088	1,056	1,022	989	954	932	911	890	870	850	831	812	793	775	757
リサイクルプラザ可燃残渣	t/年	121	123	125	131	139	139	138	138	137	137	137	137	137	136	136	136	136	136	136	135	135
搬入量合計	t/年	3,523	3,549	3,473	3,565	3,640	3,621	3,530	3,369	3,209	3,028	2,641	2,581	2,524	2,466	2,411	2,356	2,304	2,253	2,202	2,152	2,104
焼却残渣	t/年	683	400	375	369	444	442	431	411	391	369	322	315	308	301	294	287	281	275	269	262	257
排出量合計	t/年	683	400	375	369	444	442	431	411	391	369	322	315	308	301	294	287	281	275	269	262	257

※焼却残渣量は、平成22年度実績の残渣率で推計。

表2.2.7 最終処分量の予測結果（目標予測）

	単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
不燃ごみ(家庭系)	t/年	218	203	184	185	149	148	138	129	120	111	102	102	94	86	72	65	58	51	45	38	32
不燃ごみ(事業系)	t/年	1,166	912	790	917	1,329	1,329	1,300	1,272	1,244	1,217	1,191	1,165	1,140	1,115	1,091	1,067	1,044	1,021	998	976	954
許可収集	t/年	50	52	53	56	41	742	721	699	677	656	635	614	594	573	553	532	513	493	474	455	437
一般搬入	t/年	417	253	243	334	372	211	207	205	203	201	200	199	198	197	196	196	195	195	194	194	193
清掃ごみ	t/年	327	290	187	240	220	211	207	205	203	201	200	199	198	197	196	196	195	195	194	194	193
その他(不燃性廃材)	t/年	372	317	307	287	696	376	372	368	364	360	356	352	348	345	342	339	336	333	330	327	324
焼却残渣(はまなす)	t/年	582	400	375	535	453	442	431	411	391	369	322	315	308	301	294	287	281	275	269	262	257
不燃残渣(リサイクルプラザ)	t/年	9	7	6	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
最終処分量合計	t/年	1,975	1,522	1,355	1,644	1,939	1,927	1,877	1,820	1,763	1,705	1,623	1,582	1,542	1,503	1,465	1,427	1,391	1,355	1,320	1,284	1,251
最終処分率=最終処分量÷総排出量×100	%	36.0%	28.4%	27.0%	31.5%	34.4%	34.3%	34.2%	33.9%	33.6%	33.2%	32.3%	32.2%	32.1%	32.0%	31.9%	31.8%	31.7%	31.6%	31.5%	31.3%	31.2%
※ 最終処分率(モリタク(不燃性廃材)・清掃ごみを除く)	%	26.7%	19.3%	19.0%	23.8%	21.7%	28.0%	27.0%	25.8%	24.6%	23.5%	21.8%	21.0%	20.3%	19.5%	18.8%	18.1%	17.4%	16.8%	16.1%	15.5%	14.9%

※リサイクルプラザの不燃残渣量は、平成22年度実績の残渣率で推計。

第9節 その他の対策

1. 在宅医療廃棄物に関する対策

高齢化社会を迎え一般家庭での在宅医療が普及したことに伴い、一般家庭から医療廃棄物の排出が見込まれる。これらの在宅医療に伴って発生する廃棄物の適正処理に関しては、地域の薬局及び医療機関等と連携しながら処理を行っていく。

注射針については、病院や薬局で出したものは各々で責任を持って回収し、感染性廃棄物として処理する体制を継続する。本村は、これらを住民へ周知するとともに、不適正処理の防止に努める。

2. 不適正処理対策

廃棄物の野焼きなど不適正処理を防止することは、良好な生活環境の維持や環境への負荷を低減するための重要な課題である。本村は、廃棄物の野焼きなどが法律（廃棄物処理法第16条の2）によって原則禁止されていることについて、住民や事業者に対する周知を徹底し、不適正処理の防止と良好な生活環境の保全に努める。

ただし、風俗習慣上又は宗教上行われる廃棄物の焼却や日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微なものなどについては例外となる。

3. 不法投棄対策

ごみの散乱や山野への不法投棄などを未然に防止するため、不法投棄防止パトロールの実施、清掃活動の実施・支援などにより、貴重な自然環境の保全と清潔で美しいまちづくりを進めていく。住民・事業者の協力により、引き続き不法投棄の未然防止に取り組んでいく。

また、不法投棄は、法律により禁止され罰則規定があることを、住民や事業者に周知徹底し、不法投棄の防止に努める。

(罰則規定)「廃棄物処理法」第16条

廃棄物を不法に投棄した場合、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金が課せられます。

4. 災害時の廃棄物処理対策

災害時に発生する廃棄物については、六ヶ所村地域防災計画に従って迅速にかつ適正な処理を行う。

5. 海岸漂着物に関する対策

平成21年7月15日に施行された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）に基づく「青森県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、海岸の良好な景観、多様な生態系の確保、生活衛生の向上、水産資源の保全等総合的な海岸の環境の保全を図る。

海岸漂着物が発生した場合、海岸管理者に処理責任があるが、本村も必要に応じ海岸管理者に協力する。

また、海岸漂着物等の発生抑制のため、本村は、森林、農地、市街地、河川、海岸等における不法投棄防止や当該土地の適正な管理に関する必要な助言及び指導に努める。

第10節 進行管理

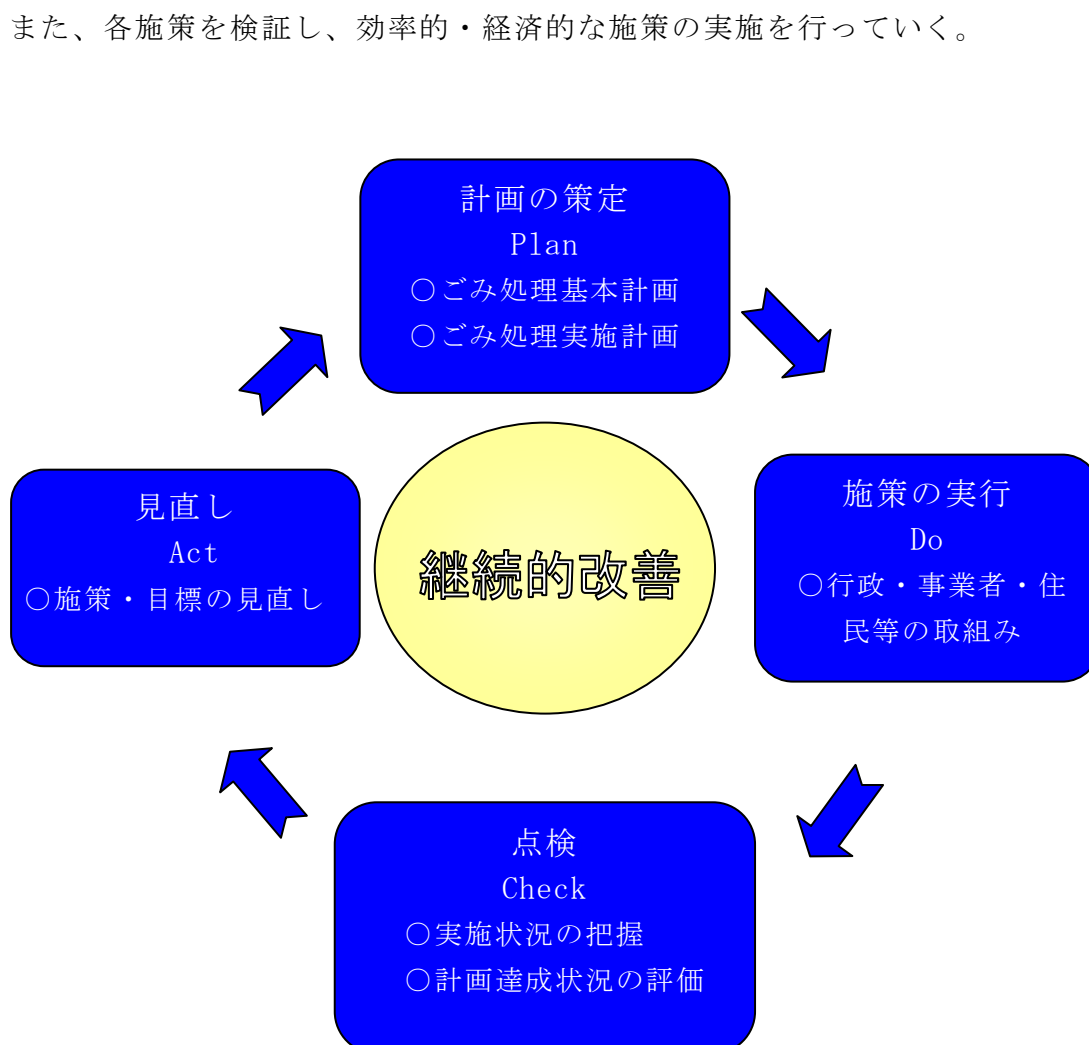
1. 計画の進行管理

計画の進行に当たっては、行政だけでなく事業者・住民等が一体となり、それぞれの役割のもとに進めていくことが重要であり、実効性を高めるため各施策の実施状況や目標の達成状況の確認など、計画の進行管理が重要である。

個々の計画が効率的かつ効果的な成果となるよう、年度ごとに着実な進行管理を行う。

2. 進行管理の手法

ごみ減量等目標値を達成していくためには、取組みの状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要である。この考えに基づき、本計画は、Plan(計画)、Do(施策の実行)、Check(点検)、Act(見直し)のPDCAサイクルにより、継続的改善を図っていく。



3. 評価の方法

(1) ごみ処理実施計画における各年評価

毎年策定するごみ処理実施計画において、当該年度の実績を整理するとともに本計画に掲げた施策、排出量予測等と比較検討し、本計画の進捗状況の把握を行う。

(2) 中期目標年における目標達成評価

本計画では、平成28年度を中期目標年として総ごみ排出量の削減目標、リサイクル率の目標、最終処分量の目標を定めている。この目標値の達成状況から本計画の進捗状況の確認を行い、その結果をもとに目標値や施策の見直しを行う。

4. 計画の見直し

目標や施策の進捗状況を総括するとともに、ごみ処理を取り巻く社会情勢の変化や新たなごみ処理問題などに対応するため、計画期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行う。